

豊明市議会議員政治倫理審査会 審査結果の概要

1 審査請求内容

請求日 令和5年11月29日

審査対象 いとう ひろし議員

審査事由 令和5年10月18日19日の建設文教委員会行政視察において、宿泊したホテルにて禁煙の部屋にて喫煙してホテル側に損害を与えた。

2 審査の結果

豊明市議会議員政治倫理条例第9条第1項に規定する本審査会の審査に適さない。

3 審査の経過

第1回豊明市議会議員政治倫理審査会 令和6年1月31日（水）

- ・委員長・副委員長を互選し、委員長 清水義昭議員、副委員長 中堀りゅういち議員とした。
- ・審査会の進め方について協議し、傍聴及び審査方法について決定した。
- ・提出された審査請求が審査会の審査に適するか否かについて協議し、禁煙の場所で煙草を吸うことは健康増進法に抵触する可能性がある、一般的な常識には外れているが個人的に清算し責任を負っていただきたい、本人とホテルの民事になると考える等の意見があり、審査会の審査に適さないことと決定した。

以上により、本審査請求について、条例第9条第12項の規定により、審査結果の概要を公表いたします。

令和6年4月1日

豊明市議会議長 鵜飼貞雄